

じょうれい あいしょう ぱぶりっくこめんと けっか 条例の愛称とパブリックコメントの結果について

《はじめに》

こちらの「資料1」では、皆さんにメールや電話で決めていただきました
た「条例の愛称」についてと、条例の内容を市民の皆さんにご確認い
ただいた「パブリックコメントの結果」について、それぞれ報告したいと
おも
思います。

つぎ ページ すす
次のページに進みます。

1.【「条例の愛称」について】

まずは「条例の愛称」についての報告です。

前回の検討委員会までに出された愛称の候補は、

- ① 「あいコミュ条例」
- ② 「つうじあい条例」
- ③ 「アイハンド条例」

の3つがありました。

そして、そのあとに4つ目の候補として、

- ④ 「あいコミ条例」

という新たな愛称が委員から出されました。

この4つの候補から多数決で決めていくことになり、メールや

電話で投票をいただいた結果、

	愛称の候補	投票数
①	あいコミュ条例	1票
②	つうじあい条例	2票
③	アイハンド条例	1票
④	あいコミ条例	6票

となり、6名の方が投票された《④「あいコミ条例」》に決定いたしました。

今後はこちらの「あいコミ条例」を愛称とし、条例が決まったあとになりますが、条例を広めていくための一つの言葉として、色々な場面で使っていきたいと思っております。

2.【「パブリックコメントの結果」について】

ぜんかい けんとういんかい さいしゅうかくにん おこな じょうれいあん ないよう
前回の検討委員会で最終確認を行った条例案ですが、その内容
しみん みな かくにん ぱぶりっくこめんと さくねん
を市民の皆さんに確認をしていただく「パブリックコメント」が、今年の
がつついたち ことし がつよっか げつかんおこな
12月1日から今年の1月4日までの1か月間行われました。

ぱぶりっくこめんと きかんちゅう いけん いけん たい
このパブリックコメントの期間中にいただいた意見や、その意見に対
かいとう つぎ ページ ほうこく
する回答を次のページにまとめましたのでご報告します。

《いただいた意見とその回答について》

今回のパブリックコメントでは、1名の方から3つの意見をいただき、それぞれの回答について皆さんに報告いたします。

ばんごう 番号	いただいた意見	意見に対する回答
1	条例については賛成します。	ご意見としていただきます。
2	義理の父親は視覚に障がいがあるのですが、2023年に行われた選挙の時に投票所に行ったところ、点字器が用意されていなかったのですが、全ての投票所に点字器を用意してほしいです。	点字器については、投票所に必ず1つずつ置いてあります。また、投票の時に助けが必要な方や代理で投票が必要な方などは、その場にいる選挙事務の担当者に声をかけてくれると対応をしています。今後は、必要な方に必要な支援ができる投票所となるようこれらの周知をしていき、誰もが投票しやすい環境づくりをしていきたいと思っております。
3	視覚に障がいのある人のための音の出る信号機が石狩市には少ないので増やしてほしいです。	音の出る信号機については、現在市内に3か所設置されています。警察庁交通局が決められている優先的に設置しなければならない場所として、視覚に障がいのある人の利用が多い施設（例えば、駅、役所、視覚に障がいのある方々の団体が使う施設）などの周辺の横断歩道などは優先的に設置するものとされています。設置をするための決まりを守りながら、石狩市視覚障がい者協会などと連携し、設置が必要な横断歩道がある場合は、警察や関係機関と協議をしていきたいと思っております。

《意見と回答についての説明》

今、意見と回答についてお話ししましたが、今回のパブリックコメントでは、条例の内容をもう一度見直したほうがよい、という意見や、「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」という名前への意見などはありませんでした。

また、こちらの意見と回答の結果は、市の広報やホームページなどで公表され、市民の皆さんにも見ってもらうこととなります。そして、実際に公表される意見や回答の文ですが、先ほどお話しした文よりも難しい書き方となっており、その実際に公表される文は、今回の資料と一緒に送りました「**参考資料**」に書かれている文となります。

なお、桑澤委員には音声化で内容をお伝えしており、福江委員にはルビを振った資料をお渡ししておりますので、それぞれでご確認いただければと思います。

次に、意見に対する回答をつくる時ですが、障がい福祉課だけでは答えることができなかった意見がありましたので、それらの意見については、それぞれの内容に関係する課の担当者に確認をしながらつくりました。

その確認をした課についてお話しすると、1番目の意見は「障がい福祉課」で回答をつくったので確認はしていませんが、2番目の意見は選挙に関する内容だったため、市の「選挙管理委員会事務局」に確認をし、最後の3番目の意見は交通安全に関係した仕事をしている「広聴・市民生活課」に確認し、それぞれ回答をつくりました。

3.【^{こんご}今後について】

^{こんご} 今後ですが、^{ほうせいたんとうしゃ} 法制担当者に^{さいしゅうかくにん} 最終確認を^{じょうれいあん} してもらった^{がつ} 条例案が3月
^{かいさい} に開催される^{いしかりしぎかい} 石狩市議会に^{ていしゆつ} 提出され、^{じょうれい} 条例が^{かけつ} 可決した（^き 決まった）
^{ばあい} 場合は、^{がつつたち} 4月1日より^{ほうしんしよ} 方針書と^あ 合わせて^{しみん} 市民の^{みな} 皆さんに^み 見ていただく
^{こうひょう}（公表される）こととなります。

また、^{ほうしんしよ} 方針書の内容も、^{ないよう} 現在、^{げんざい} 法制担当者に^{ほうせいたんとうしゃ} 最終確認を^{さいしゅうかくにん} してもらっ
^{がつつたち} ており、^{こうひょう} 4月1日からの^む 公表に向けて^{じゅんび} 準備をしているところです。

^{いじょう} 以上が、「^{じょうれい} 条例の^{あいしやう} 愛称と^{ぱぶりっくこめんと} パブリックコメントの^{けっか} 結果について」の
^{はなし} お話となります。